

令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における標記の変更
について

令和6年10月16日
福島県教育庁高校教育課

学科改編により、令和7年度から郡山高等学校の「普通科と英語科」が「普通科と探究科」となるため、下記のとおり変更いたします。

記

○令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱 3ページ

「第2 前期選抜」の「1 出願」の「6 併願の取扱い」(3)①

変更前	変更後
<p>(3) 一般選抜の出願において、二つ以上の課程、学科を設置する高等学校に出願する場合、第一志望と異なる課程、大学科の第二志望は認めない。ただし、次の場合においては第二志望とすることを認める。</p> <p>① <u>普通科と理数科</u>、<u>普通科と英語科</u>、普通科と数理科学科、普通科とデザイン科学科、普通科とスポーツ科を併置する高等学校において、理数科、<u>英語科</u>、数理科学科、デザイン科学科、スポーツ科を志願する者については、当該高等学校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、当該高等学校の普通科を第二志望とすることを認める。</p> <p>なお、普通科を志願する者についても、理数科、<u>英語科</u>、数理科学科に限っては、これを第二志望とすることを当該高等学校長の判断により認めることができる。</p>	<p>(3) 一般選抜の出願において、二つ以上の課程、学科を設置する高等学校に出願する場合、第一志望と異なる課程、大学科の第二志望は認めない。ただし、次の場合においては第二志望とすることを認める。</p> <p>① 普通科と理数科、普通科と数理科学科、普通科とデザイン科学科、普通科とスポーツ科、<u>普通科と探究科</u>を併置する高等学校において、理数科、数理科学科、デザイン科学科、スポーツ科、<u>探究科</u>を志願する者については、当該高等学校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、当該高等学校の普通科を第二志望とすることを認める。</p> <p>なお、普通科を志願する者についても、理数科、数理科学科、<u>探究科</u>に限っては、これを第二志望とすることを当該高等学校長の判断により認めることができる。</p>

※ 下線部が、変更部分。